

柔道整復師（接骨院・整骨院・ほねつぎ）のかかり方

柔道整復師にかかる際に、ぜひ知っておいてほしい事がござります。
正しく理解して施術を受けていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○柔道整復師とは

「柔道整復師」とは、厚生労働大臣免許の下で、打撲・捻挫・骨折・脱臼などの施術をする職業の正式名称です。柔道整復師の施術所は、「接骨院」・「整骨院」・「ほねつぎ」などの看板を掲げています。

○国民健康保険証を使用できる範囲は限られています

柔道整復師の施術に健康保険を使用できるのは、外傷性の負傷の場合に限られます。内科的要因によるもの、過労や加齢による肩こりや筋肉疲労などは保険の対象になりません。

次の場合は、国民健康保険を使用することができます。



- 急性および亜急性（急性に準じる）の外傷性の打撲・捻挫・挫傷
- 骨折・脱臼
(応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です)

次の場合は、国民健康保険を使用することができません。



- ×内科的要因による痛みや凝りに対する施術（例：リウマチ）
- ×過労による肩凝り、筋肉疲労に対する施術
- ×加齢による痛みや凝りに対する施術（例：五十肩、腰痛）
- ×治療後の按摩、指圧、マッサージのみの施術
(例：捻挫等が治った後の漫然とした施術)
- ×医師の治療を受診中の箇所への施術

【仕事中や通勤途中の負傷にも健康保険は使用できません。ご注意ください。】

○療養費支給申請書の内容を十分確認してご自身で署名（又は捺印）してください

健康保険を使用できる施術の場合、患者さんは柔道整復師に要した費用のうち一部負担金を現金で支払うとともに、「療養費支給申請書」に署名を求められます。

この「療養費支給申請書」は、柔道整復師が国民健康保険の負担分を請求するための書面であり、患者さんは受けた施術内容と記載された内容に相違がないか十分確認したうえ、ご自身で署名（または捺印）していただくようお願いいたします。

注) 原則は署名ですが、利き腕を怪我されている場合等は捺印で結構です。

○必ず領収書を毎回受け取って保管してください

領収書の発行が義務づけられております。必ず受け取り、大切に保管しておいてください。